

武蔵村山市協働事業提案制度 平成30年度実施事業評価報告書



令和元年8月

武蔵村山市市民協働推進会議

はじめに

武蔵村山市では、協働のまちづくりを推進するため、平成１７年度に『武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針』を策定し、平成１８年度には協働事業を進めるための手引として『武蔵村山市市民協働推進マニュアルーパートナーシップのまちづくりをめざしてー』を策定しました。

平成２０年度には、指針に掲げる市民協働の基本的な考え方を具体的に実現するための第一歩として、「武蔵村山市市民協働まちづくり研究会」を設置し、その成果を『武蔵村山市市民協働まちづくり研究会報告書』にまとめ、研究会で抽出した諸課題を具体的に検討するために平成２１年度に「武蔵村山市市民協働推進会議」が設置されました。

協働事業提案制度は、平成２２年３月に武蔵村山市市民協働推進会議から報告を受け、武蔵村山市で事業の実施に向けた検討を行い、平成２３年度に創設された制度です。この制度により、平成２３年度から平成２９年度までの間に延べ２９事業が協働事業として採択され、翌年度に事業が実施されています。本制度による事業の成果を今後の協働事業に生かし、より質を高めていくとともに、本制度の信頼性・透明性の向上を図ることを目的として、武蔵村山市協働事業提案制度平成３０年度実施事業報告会を開催しました。

地域における様々な課題の中には、市民や地域で活動されている団体だからこそ見えてくるものもあると同時に、行政だけでは対応が困難な場合があります。市政への市民参加を促進し、市民による地域の課題、社会的課題の解決につなげ、暮らしやすい武蔵村山市の実現のために、この「協働事業提案制度」は、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えます。

令和元年８月

武蔵村山市市民協働推進会議

目 次

はじめに

1 協働事業提案制度の概要	 1
2 募集から報告会までの経過	 1
3 事業評価	 2
4 平成30年度実施事業の評価結果	 3
5 平成30年度実施事業内容	 5
(1) ムラッパーの武蔵村山市PR作戦	 6
提案団体：むさし村山ストリートダンス協会	
(2) みつつのわ～三ツ藤から始めよう～	 14
提案団体：みつつのわ	
(3) むさむら ゴミ減大作戦	 19
提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト	
資料編	 24
資料1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱	
資料2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿	
資料3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領	
資料4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱	
資料5 武蔵村山市協働事業提案制度平成30年度実施事業報告会実施要領	



1 協働事業提案制度の概要

協働事業提案制度は、武蔵村山市内を主な活動範囲とする特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の営利を目的とせず社会貢献活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の専門性や柔軟性等をいかした公益性の高い事業の提案を募集することにより、提案した団体が市と協働して事業を実施することで、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、暮らしやすい地域社会の形成を目的とする制度です。

本制度は、将来の協働型事業の実施を目指す市民活動団体の育成を目的とした「団体育成型事業部門」と、事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と協働で行う「協働型事業部門」の2種類の事業について募集を行いました。

「団体育成型事業部門」は、協働型事業への発展を見据えた事業であることを前提として最大2年間の実施とし、1事業あたり25万円を限度額として補助金が交付されます。

「協働型事業部門」は、事業を発展させていくことを前提に3年計画で事業を企画し、1事業あたり1年目は80万円、2年目は70万円、3年目は60万円を限度額として補助金が交付されます。

2 募集から報告会までの経過

武蔵村山市協働事業提案制度平成30年度実施事業の流れは以下のとおりです。

【平成29年度】●武蔵村山市協働事業提案制度（平成30年度実施事業）の周知

・市ホームページ及び市報に掲載、募集チラシの配布等



●提案の募集

- ・募集期間 平成29年6月1日（木）から同年7月9日（日）まで
- ・提案件数 3件



●市民協働推進会議の開催

- ・提案事業の採択の適否を審査するため、市民協働推進会議を開催
公開プレゼンテーション 平成29年10月24日（火）
公開プレゼンテーション 平成29年10月26日（木）



【平成30年度】●協働事業の実施



【平成31年度】●実施事業報告会 平成31年4月16日（火）

3 事業評価

平成30年度実施事業報告会は、武蔵村山市協働事業提案制度実施事業報告会実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき行われました。

実施団体は、武蔵村山市協働事業提案制度実施事業自己評価票に基づき自己評価を行い、これに基づき事業報告を行いました。報告後、出席者（武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）委員及び一般参加者）との質疑応答を行い、必要に応じて推進会議委員から助言を行いました。

全団体報告終了後、推進会議において以下の評価項目により事業評価を行いました。

【評価項目】

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 現状・課題・目的 | 市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することができたか。 |
| (2) 事業内容 | 事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。
事業スケジュールは問題なかったか。
事業の実施体制はどうだったか。
効率的なコストで事業運営ができたか。 |
| (3) 協働という事業形態 | （◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）
市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。
協働事業として実施する意義があったか。
◎協働相手は妥当だったか。
◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。
◎事業の進捗状況などについて情報交換等意思疎通は充分だったか。
◎単独で実施するより効果的・効率的に実施できたか。
◎問題発生に際し、適切に対応したか。
◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。
●協働型事業への発展が見込めるか。 |
| (4) 実施能力 | 事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。
事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。 |
| (5) 事業実施を通して学んだこと。 | |
| (6) 新たな課題・ニーズでの気づき。 | |

4 平成30年度実施事業の評価結果

平成30年度実施事業の事業評価は、以下のとおりです。

事業部門	提案事業名	事業評価による得点 得点 a (満点 b) 【得点率 a/b×100】					
	提案団体名	現状・課題・目的	事業内容	協働という事業形態	実施能力	事業実施を通して学んだこと、新たな課題・ニーズへの気付き	合計
協働型	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦	122 点 (135 点)	207 点 (225 点)	338 点 (360 点)	86 点 (90 点)	78 点 (90 点)	831 点 (900 点)
	むさし村山ストリートダンス協会	【90.4%】	【92.0%】	【93.9%】	【95.6%】	【86.7%】	【92.3%】
主な意見等							
3年間の活動が実を結び、「市の知名度を上げる」という目標の達成及び、前年度までの課題であった自己財源の確保について、ポケットティッシュの増産やムラッパーと缶バッジマシンの貸し出しなどで収入見込みができたことは評価に値する。また、協働担当課との宣伝や活動内容のスケジュール調整がよくできており、協働事業としての成功例と言える。 今年度で協働事業は終了するが、ムラッパーの知名度だけが上がることがないよう、今後とも協働担当課と協力して市のPRへの取り組みとイベントへの参加をさらに充実させるため、ムラッパーの量産や彼女キャラクター「紬ちゃん」の作成に期待する。							
団体育成型	みっつのわ～三ツ藤から始めよう～	110 点 (135 点)	174 点 (225 点)	103 点 (135 点)	62 点 (90 点)	64 点 (90 点)	513 点 (675 点)
	みっつのわ	【81.5%】	【77.3%】	【76.3%】	【68.9%】	【71.1%】	【76.0%】
主な意見等							
毎週木曜日のイベントを企画し継続的に実施したことにより、多世代にわたる参加者の地域ネットワークが広がり、相乗して高齢者の見守りにもつながっている。 しかしながら、イベントごとの参加人数に差があるため、活動実績の記録やアンケート調査をとることで、活動日の変更といったニーズの把握が必要である。また、団体の分裂が起こったことから、団体内部において活動方針や目標の共有など、団体の在り方についてのノウハウ等を他団体と交流するなどして培ってほしい。 来年度からは、新たに「地球や」として協働型事業を始めることになるが、団体としての目標が不明確であるため、しっかりと目標を確立させたいうえで、国際交流・多文化共生への理解促進に努め、ホストタウンであるモンゴル国への理解を広めることや、オリンピックの気運醸成につながるものになることを期待する。							

団 体 育 成 型	むさむら ゴミ減大作戦	86 点 (135 点) 【63.7%】	127 点 (225 点) 【56.4%】	91 点 (135 点) 【67.4%】	60 点 (90 点) 【66.7%】	68 点 (90 点) 【75.6%】	432 点 (675 点) 【64.0%】
	M S P 村山サポートプロジェクト						
主な意見等							
現状課題をよく把握しており、台風で一部フリーマーケットの中止を余儀なくされたが、他イベントとの同時開催や他団体と連携するなど、工夫が見られた。 ただし、フリーマーケットのみで意識啓発活動は難しいため、若年層・高齢者層向け講座の開催といった別の手法を考えていく必要がある。また、外国人向けの日本語支援活動も行っている団体でもあり、その特性を活かしたゴミ削減の講習会や、団体内部だけでなく一般市民からのゴミやリサイクルに対しての意見や手法の提案を募集することも考えられる。 来年度も引き続き団体育成型事業を行うことになっているため、反省点を踏まえた事業内容の改善と、市の「ごみ有料化」についての方針を確認しながら、協働型事業につながる事業を進めていってほしい。							

5 平成30年度実施事業内容

提案団体から提出された協働事業結果報告書は、次のとおりです。

- (1) ムラッパの武蔵村山市PR作戦 … 6

提案団体：むさし村山ストリートダンス協会

- (2) みつつのわ～三ツ藤から始めよう～ … 14

提案団体：みつつのわ

- (3) むさむら ゴミ減大作戦 … 19

提案団体：MSP 村山サポートプロジェクト

平成31年3月29日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 むさし村山ストリートダンス協会
所在地 武蔵村山市本町1-6-3
代表者職・氏名 代表 佐藤 哲子

協働事業提案制度事業結果報告書

平成30年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	別表（活動のまとめ）のとおり
対象者の範囲及び人数	地域のイベントから参加者40万人を超えるイベントまで、多数
実施事業内容	非公認キャラクター「ムラッパ」を活用し、武蔵村山市内外のイベントに多数参加し、武蔵村山市をPRした。 協働相手の観光課と連携し、近隣市のキャラクターとのコラボも複数回実施、他市で実施されたイベントで武蔵村山市の宣伝も充分できた。
具体的な活動状況	それぞれのイベントに合わせた市のPR活動には、ムラッパと子ども達、そしてオリジナルダンスの披露を行った。そして、PR用宣伝物を作り、市の観光関連パンフレットといっしょに配布し、市のPRを行った。
事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 担当課との連携で、かなり広範囲にわたり、宣伝活動ができた。クリアファイル・ポケットティッシュ・缶バッジマシン等、両方で考えた宣伝物も有効に活用することができた。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

1. PR 事業（市との協働事業の継続）

協働事業終了後も、出演依頼への対応を続けるための協力体制はできているので、市の PR 活動は引き続き行っていく。

これまでと同様の協働の取り組みについては、その都度出演料をいただきながら続けるが、グリーティングのみのイベントで人的都合がつかない場合は、キャラクターのみの貸し出しも実施していく。

2. 団体主催のキャラクターイベントの実施

大きな取り組みをするのではなく、近隣市のキャラクターの出演をお願いするこれまでの活動を続ける。その際、各市公認キャラクターを招く場合は、市の協力もお願いしたいと考えている。

3. 広報活動全般について

市との協働体制を維持し、缶バッジマシンについては、両者が有効に活用していく。他の宣伝物については、追加の製作は当面考えていないが、機会を検討して残ったものを利用していく。

（添付書類）

- （1）協働事業自己評価書（第 10 号様式）
- （2）協働事業提案制度収支決算書（第 11 号様式）
- （3）協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本工業規格 A 列 4 番）

活動のまとめ(2018.4.1～2019.3.31)

	出演イベント		その他		会議・打ち合わせ	
4	7 土	さくらまつり	11 水	AEON:esFlyyed	10 火	MSDA定例会
	8 日		19 木	協働事業報告会	12 木	元気フェスタステージ出演者会議
	14 土	ジャンボびっくり見本市(東京ビッグサイト)			25 水	デエダラまつり実行委員会
	15 日	イエローレシート贈呈式				
5	4 祝	モリタウンYouTube公開収録	11 金	AEON:s.i.t.Kids	8 火	MSDA定例総会
	5 祝	さやまKIDS DAY			21 月	デエダラまつりイベント部会
	20 日	第3回市民発！元気フェスタ				
6	30 土	東京観光情報センター多摩1周年記念	11 月	AEON:POWER GIRUTIONS	19 火	MSDA定例会
					15 金	デエダラまつり実行委員会
7	1 日	東久留米・武蔵村山ハンドボールフェス	11 水	AEON:Shine Kids	10 火	MSDA定例会
	7 土	東京ウォーク(瑞穂)			6 金	デエダラまつり実行委員会
	15 土	岸地区夏まつり			9 月	デエダラまつりイベント部会
	15 土	JA東京みどり学園夏祭り				
	16 祝	BIGBOXイベント				
	21 土	魅力づくり推進事業交流会				
	21 土	1小レクリエーションの集い				
	22 日	ひまわり畑開園式				
	29 日	学園地区イベント				
8	1 水	高校生ダンスイベント	11 土	AEON:SPHERE	7 火	MSDA定例会
	25 土	第40回観光納涼花火大会			16 金	デエダラまつり実行委員会
					13 月	デエダラまつりイベント部会
9	9 日	福祉まつり(市)	11 火	AEON:Vigoes	11 火	MSDA定例会
	16 日	東大和おどりフェスティバル			20 月	デエダラまつりイベント部会
	29 土	ご当地キャラ子ども夢フェスタin			金	デエダラまつり実行委員会
	30 日	しらかわ2018				
	30 日	昼ワールドin東京2018				
10	8 祝	みんなの体育館			9 火	MSDA定例会
	13 土	みんなの防災×ソナエ			15 月	デエダラまつりイベント部会
	14 日				金	デエダラまつり実行委員会
	20 土	ご当地キャラ博in彦根2018	11 木	AEON:Dance Spirits!		
	21 日					
	27 土	第13回デエダラまつり				
	28 日					
11	3 土	福生第二学園まつり	11 日	AEON:Peach Jam	6 火	MSDA定例会
	10 土	イオンストリートダンスフェスタ				
	10 土	東京観光情報センター				
	11 日	第8回FOODグランプリ				
	24 土	世界キャラクターさみっとin羽生				
	25 日					
12			11 火	AEON:Vigoes	18 火	MSDA定例会
1	13 日	まるごと多摩フェア	11 金	AEON:Peach Jam	15 火	MSDA定例会
	14 祝	成人式				
2			11 月	AEON:SPHERE	19 火	MSDA定例会
3	2 土	菜の花ガーデン武蔵村山		国立音大と市のコラボ企画開始	19 火	MSDA定例会
	3 日	生涯学習フェスティバル				

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会
提案事業名	ムラッパの武蔵村山市PR作戦
市担当課	※市担当課が評価する場合に記入してください。

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	⑤	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	④	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	④	3	2	1
<上記評価の理由> 市と団体が目的を共有することができ、おおむね計画通りに達成できた。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	⑤	4	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	⑤	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	⑤	4	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	⑤	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 協働事業としての最終年だけあって、両者が協力し合う関係はほぼ完全に確立できたと思う。団体の活動状況等情報を共有したことで、昨年度のような過密すぎるスケジュールでなく、市が依頼を受けたものは断ることなく実施できた。実施にあたっての協力体制も両者が補い合い、効率的に実施することができた。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	④	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	⑤	4	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	⑤	4	3	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になっ ていたか	⑤	4	3	2	1
	事業の進捗状況などにつ いて情報交換等意思疎 通は充分だったか	⑤	4	3	2	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	⑤	4	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	⑤	4	3	2	1
	今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 昨年度に引き続き、担当課との協働は更にうまくいった、前項目と重複するが、団体の状況を担当課が把握していることがうまくいったことにつながっていると思う。団体の特性を発揮できたかという問いに対しては、ダンスがじょうずで元気なご当地キャラクターという特性を発揮できないシーンもあった。						

実施能力	事業を実施して、団体の 実施能力は向上したか	⑤	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた 今後の展望を明確に 持っているか	⑤	4	3	2	1
<上記評価の理由> 実施能力は、担える人材が発掘できたことで大きく向上した。今後の展望について考慮した動きができたことで、今後も市の事業への参加は担当課との協力体制が、団体独自の事業についても、一定の方向性が見えた。						

事業実施を通して学んだことは何か

担当課が様々な依頼を受け、団体と取り組む、広報事業の目的遂行には、情報共有と全体の流れが予測できることが重要だということ。

新たに気付いた課題は何か

これまでは、本制度を利用して予算を確保して費用面の心配をすることなく取り組めたが、今後はその都度収支を考えながら取り組むこととなるが、市民の活動は安価とされることが危惧される。ひとつひとつ収支を考えながら取り組んでいきたい。

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会					提案事業名	ムラッパの武蔵村山市PR作戦			
実施年度	平成30年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	平成31年度		平成 年度	
【収入の部】	項目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)		項目	金額	項目	金額
	協働型事業補助金	600,000	600,000		0		協働型事業補助金	0		
	協会本会計より	177,560	41,623		135,937		協会本会計より	330,000		
収入合計			641,623	(C)	135,937			330,000		
【支出の部】	項目	予算額(A)	決算額(B)	積算内容(数量、単価等)	増減(A)－(B)		項目	金額	項目	金額
	人件費	120,000	120,000	有償スタッフ日当	0		人件費	10,000		
	交通費	122,560	73,649	高速料金・ガソリン代・駐車料金	48,911		交通費	40,000		
	謝金	100,000	10,000	音響謝礼	90,000		謝金	30,000		
	宿泊費	75,000	100,389	しらかわ、彦根、羽生宿泊費	△ 25,389		宿泊費	30,000		
	出店料	30,000	108,000	白河、彦根、羽生、花火大会、デエダラまつり	△ 78,000		出店料	60,000		
	印刷費	30,000	28,362	名刺・リーフレット印刷費	1,638		印刷費	30,000		
	修繕費	100,000	33,760	修理代、クリーニング代	66,240		修繕費	100,000		
	宣伝費	200,000	0	※備品費・消耗品費に充て、缶バッジマシン関連機材等購入	200,000					
	備品費	0	37,584	屋外用プリンター、ムラッパ用レインコート	△ 37,584					
	消耗品費	0	50,165	プリンターインク、電池、消臭剤、ステージ関連雑費等	△ 50,165		消耗品費	30,000		
	賃借料	0	48,000	レンタカー代	△ 48,000					
	通信費	0	92	切手代	△ 92					
	雑費	0	31,622	ムラッパーねぶた運送費、宅急便、振込手数料	△ 31,622					
支出合計			641,623	(D)				330,000		
収支差額 (C)－(D)			0					0		

協働事業自己評価書(協働型事業用)

提案団体名	むさし村山ストリートダンス協会
提案事業名	ムラッパーの武蔵村山市PR作戦
市担当課	協働推進部 観光課

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い←→低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 3年間を通して武蔵村山及びムラッパーの認知度が向上し、市民やイベント参加者に声をかけていただくことが増えた。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 連絡を密に取りお互いのスケジュールを把握していたため、過密スケジュールになることはなかった。また、お互いの役割分担が明確になっていたことで効果的な運営ができた。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	3	2	1
	協働相手は妥当だったか	5	4	3	2	1
	事前の話し合いを十分に 行い、役割は明確になっ ていたか	5	4	3	2	1
	事業の進捗状況などにつ いて情報交換等意思 疎通は充分だったか	5	4	3	2	1
	単独で実施するより効率 的・効果的に実施でき たか	5	4	3	2	1
	問題発生に際し、適切に 対応したか	5	4	3	2	1
今後の課題と改善策をお 互いに話し合ったか	5	4	3	2	1	

＜上記評価の理由＞

ムラッパというユニークなネームやダンスが踊れるというキャラクターで多くの人に愛され、武蔵村山の観光PRの起爆剤として非常に活躍していただいた。
平成31年度以降は、イベント謝礼金の予算を確保しているため予算内での出演を予定している。

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	4	3	2	1

＜上記評価の理由＞

協働事業の3年間を通して、イベント等出演の流れを把握し実施能力の向上に努めていた。
また、今年度はイベント出演だけでなく協働事業実施校国立音楽大学生にダンスレクチャーをするなど活躍の幅が広がった。

事業実施を通して学んだことは何か

むさし村山ストリートダンス協会の会員や参加者の地域貢献、市民の郷土愛を実感するとともに、「ムラッパ」のもつ潜在的な可能性を理解した。

新たに気付いた課題は何か

今年度から協働事業ではなくなるため、一定の距離を保ちつつ相互協力の関係性を築くこと。

平成31年3月29日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 みつつのわ
所在地 武蔵村山市三ツ藤1-45-1
代表者職・氏名 代表 佐久間 恵子

協働事業提案制度事業結果報告書

平成30年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日
対象者の範囲及び人数	武蔵村山市を中心とする、子ども、親、祖父母の三世代と、在住外国人を含めた国際交流（小さな子供から高齢者まで全年齢対象。多数）
実施事業内容	毎週木曜日、三ツ藤自治会館にて、地域の方を講師とするミニイベントを開催し、年齢、性別問わず参加できる内容にし、私たち団体のスローガンである「祖父母、父母、子供達三世代、国際交流を目指」した。 さらに年に一度、大規模な自治会館イベント（もちつき大会）を行った。
具体的な活動状況	毎週木曜日のミニイベント開催 年に一度のもちつき大会
事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 ・地域住民同士の交流により、安心、安全の確保が出来た。 ・一人暮らしの高齢者増加に対して、地域での見守りにつながった。 ・音楽、語学、イベントを通じて国際交流を深めた。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

協働事業によって、ある程度の顔見知りは増えた。その結果を、地域の防犯、見守りに生かし、さらに年齢を問わず、技能の分かち合いをし、個人レベルの向上、住みやすい武蔵村山市として地域活性をさらに目指す努力をしていきたい。

平成 31 年度は、団体育成型事業を発展させ、協働事業型として国際交流を中心とした事業を展開する。武蔵村山市が、2020 東京オリンピック、パラリンピックでのモンゴル国のホストタウンになるので、さらに協力し、世界各国の文化、音楽、料理を学びながら国際交流を目指す。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第 10 号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第 11 号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本工業規格 A 列 4 番）

協働事業自己評価書(団体育成型事業用)

提案団体名	みつつのわ
提案事業名	みつつのわ～三ツ藤から始めよう～

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> この事業を始めた当初は、知名度も低く、名前も知られていない団体だったので、参加者も少なかったが、市報に掲載していただき、口コミ等で広がり、私達の目的も理解していただき、参加者、講師も増え、お手伝いくださるボランティアも増え、地域活性化に役立てた。高齢者の見守りにも貢献できた。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 毎回いろいろなイベントを行うので、各イベント内容を計画するのに苦労する部分もあったが、地域の潜在的な講師、都や市の講師の利用、たまに多少コストがかかってもみんなで1つになれるイベントを開催することで、多世代とつながることが出来た。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	3	2	1
	協働型事業への発展が見込めるか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> おかげ様で知名度も上がり、市と協働で行ったことで、信用を得られ、各方面（福祉系、学校系、企業系等）と共同で事業を実施したり、今後も協力関係を築いていきたい。						

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 国際交流に関しても、団体育成型として事業を行ったことで、他地域団体と協力関係を持つことが出来た。また、市内だけでなく、新たな協力関係が出来たので、来年度は、地域だけにとどまらず、近隣都市とも協力関係を築きたい。						

その他	事業実施を通して学んだことは何か	人と人とのつながりでもっともっと広がるということ				
	新たに気付いた課題は何か	限られた人数で、多くの回数のイベントを開催していく中で、メンバー同士の考え方の違いが出てきた。結果として2つの団体に分かれたが、志を同じくするメンバーが残って、さらに事業を発展継続していくつもりである。				

第 1 1 号様式 (第 1 7 条関係)

協働事業提案制度収支決算書

提案団体名	みつつのわ			提案事業名	みつつのわ～三ツ藤から始めよう～					
実施年度	3 0 年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	3 1 年度		3 2 年度	
【収入の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	会費	48,000	50,200	会費 100 円×延べ人数 502 名	△2,200		助成金	800,000	助成金	700,000
	補助金収入	250,000	250,000	協働事業補助金	0		イベント収益	100,000	イベント収益	80,000
	団体負担	21,200	18,294		2,906		団体負担	100,000	寄付等	50,000
	餅つき売上	0	3,100	餅つき売上金	3,100				団体負担	70,000
収 入 合 計			(C) 321,594					1,000,000		900,000
【支出の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減 (A)－(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	人件費	80,000	0		80,000		人件費	200,000	人件費	200,000
	報償費	96,000	156,000	外部講師 9 名分	△60,000		報償費	500,000	報償費	450,000
	印刷製本費	20,000	14,498	チラシ 300 枚×12 ヶ月	5,502	印刷製本費	50,000	印刷製本費	50,000	
	消耗品費	80,000	113,796	折り紙、文房具、紙コップ、もち米、野菜等	△33,796	消耗品費	30,000	消耗品費	30,000	
	賃借料	19,200	29,800	三ツ藤自治会館	△10,600	委託料	60,000	委託料	50,000	
	保険料	0	7,500	イベント保険代	△7,500	賃借料	150,000	賃借料	100,000	
	ミニイベントお茶代	24,000	0	消耗品費に充当	24,000	保険料	10,000	保険料	10,000	
								備品購入費	10,000	
支 出 合 計			(D) 321,594				1,000,000		900,000	
収 支 差 額 (C)－(D)			0				0		0	

事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

(日本工業規格 A 列 4 番)

平成31年3月29日

武蔵村山市長 殿

実施団体名 MS P村山サポートプロジェクト
 所在地 武蔵村山市大南5-31-3 スカイハイツ203
 代表者職・氏名 代表 宇部 昭利

協働事業提案制度事業結果報告書

平成30年度における協働事業の実施が終了したので、その成果等を下記のとおり報告します。

記

1 実施事業について

実施日時又は期間	平成30年4月1日から31年3月31日まで
対象者の範囲及び人数	市内全域
実施事業内容	・リサイクル祭り（フリーマーケット） 5・7・9・2月 - 古布(仕訳済み)・フードドライブ等の受付窓口開設による回収 ・リサイクル啓発活動（元気フェスタ 福祉まつり 暮らしフェスタ） ・ゴミ減量啓発スローガン入りグッズ2000世帯配布
具体的な活動状況	リサイクル祭り（フリーマーケット） in さいかち 30.05.20 リサイクル祭り（フリーマーケット） in 村山学園 30.07.29 リサイクル祭り（フリーマーケット） in 大南公園 30.09.29・30 × リサイクル祭り（フリーマーケット） in 村山学園 31.02.14 リサイクル啓発活動 福祉祭り 30.9.9 暮らしフェスタ 30.10.13・14 フードドライブ・ごみ減啓発グッズはすべてのイベントにて実施
事業の成果	※ 事業実施により課題がどのように解決したかを具体的に記入してください。 30年度は雨天にて2回の開催中止がありましたが、皆様のご協力により来場者700人、フリマで96kgの販売、フードドライブで10kgの寄付の成果がありました。

2 今後の展望

※ 団体育成型事業の提案者は、将来、市とどのように協働事業を展開したいのか詳しく記入してください。

団体育成型でチャレンジして得たものを活用して、協働型提案を申請し市内各所あらゆる場所での開催。

協働事業終了後は、それまでに確立されたリサイクル祭り等の認知度により、企業等の協賛・協力を得た上で、市と市民の更なる理解・協力を求めていき、ごみ減推進への旗振り役を継続していきたい。

(添付書類)

- (1) 協働事業自己評価書（第10号様式）
- (2) 協働事業提案制度収支決算書（第11号様式）
- (3) 協働事業の内容がわかるもの（チラシ・パンフレット、写真等）

（日本工業規格A列4番）

協働事業自己評価書(団体育成型事業用)

提案団体名	MSP 村山サポートプロジェクト
提案事業名	むらやま ゴミ減大作戦

評価のポイント		自己評価(5段階評価)				
		高い<----->低い				
現状・課題・目的	市の現状・課題を適切に把握していたか	5	4	3	2	1
	地域の課題解決につながったか	5	4	3	2	1
	目標を達成することができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 他年齢層及び外国籍の方のゴミに対しての認識が予想以上にずれていること、台風でリサイクル祭りの中止、来場者が少なくなってしまったこと等により、目標の達成とはならなかった。						

事業内容	事業の実施方法や手法はどうだったか	5	4	3	2	1
	設定した事業の効果は得られたか	5	4	3	2	1
	事業スケジュールに問題はなかったか	5	4	3	2	1
	事業の実施体制はどうだったか	5	4	3	2	1
	効率的なコストで事業運営ができたか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 夏の開催は台風で中止、冬の開催はできたがインフルエンザの流行で出店者及び来場者とも少なかった。次年度は開催月の精査が課題として出てきた。						

協働という事業形態	市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか	5	4	3	2	1
	協働事業として実施する意義があったか	5	4	3	2	1
	協働型事業への発展が見込めるか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 公園や学校などでリサイクルまつりを開催したが、いずれも協働推進課の協力がなければ会場として確保することは難しく、協働することの重要性を再認識した。						

実施能力	事業を実施して、団体の実施能力は向上したか	5	4	3	2	1
	事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか	5	4	3	2	1
<上記評価の理由> 1年間活動してみて、多年齢層の方や外国籍の方へのゴミについての誤った認識が予想以上だったことが分かった。今後はリサイクルまつりのみならず、講座などの活動も行っていく必要がある。						

その他	事業実施を通して学んだことは何か	多年齢層の方・外国籍の方のゴミの認識がずれており、文化の違いを踏まえながら教えていく必要があることを学んだ。
	新たに気付いた課題は何か	ゴミに関する多年齢層の方・外国籍の方の認識改革が必要。

第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

協働事業提案制度収支決算書

提 案 団 体 名	M S P 村山サポートプロジェクト				提 案 事 業 名	むさむら ごみ減大作戦				
実 施 年 度	3 0 年度					事業の実施結果を踏まえた次年度と次々年度の予算の想定を右側の欄に記入してください。	3 1 年度		年度	
【収入の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減(A)ー(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	協働助成金	250,000	250,000		0		協働助成金	250,000		
	フリーマーケット出店料	90,000	50,000	50 店舗×1000 円	40,000		フリーマーケット出店料	80,000		
	団体負担	25,000	11,560	フードグランプリ売上金	13,440		団体負担	20,000		
収 入 合 計			(C) 311,560					350,000		
【支出の部】	項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	積算内訳 (数量、単価等)	増減(A)ー(B)		項 目	金 額	項 目	金 額
	人件費	50,000	60,000	・準備 3h×5 人×4 日	△10,000		人件費	82,000		
		125,000	120,000	・当日 6h×5 人×4 日	5,000		報償費	45,000		
	印刷製本費	40,000	16,442	(人件費 1h×1,000 円)	23,558		印刷製本費	45,000		
			3,700	イベント年 5 回・チラシ 5000 枚分印刷		消耗品費	158,000			
			5,560	・チラシ用紙 500 枚入り 12 組		賃借料	20,000			
			1,782	インク代						
	消耗品費	130,000	95,878	イベント配布用メモ帳 600 冊	34,122					
			22,860	イベント用のぼり 20 枚×1,143 円						
			7,860	のぼり旗用ポール 20 本×393 円						
		13,560	イベント用品 (ターフ 5,560 円、テーブル 6,480 円、計測用ロープ 1,520 円)							
		4,900	電池 (単 1) 10 本セット 980 円×5							
		13,600	電池 (単 4) 10 本セット 680 円×20							
		13,600	イベントアピール用着ぐるみ (ペイマックス 9,800 円、ミニオン 3,800 円)							
			8,698	プリンター						
			10,800	ハndsスピーカー5,400 円×2						
	賃貸料	20,000	19,240	レンタカー代	760					
支 出 合 計			(D) 311,560				350,000			
収 支 差 額 (C) ー (D)			0				0			

注 1 補助対象となる経費と対象とならない経費については、募集要項を参考にしてください。

2 自己財源、他の補助金等を充当して事業を実施した場合は、必ず記入してください。

(日本工業規格A列4番)

資 料 編

資料 1 武蔵村山市市民協働推進会議要綱

資料 2 武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿

資料 3 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

資料 4 武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

資料 5 武蔵村山市協働事業提案制度平成 3 0 年度実施事業報告会実施要領

○武蔵村山市市民協働推進会議要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第120号

改正

平成24年 3 月 27日訓令乙第21号

平成25年 6 月 26日訓令乙第114号

平成26年 4 月 7 日訓令乙第42号

平成27年 3 月 30日訓令乙第38号

平成29年 6 月 30日訓令乙第138号

武蔵村山市市民協働推進会議要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱（平成23年武蔵村山市訓令（乙）第119号。以下「実施要綱」という。）第19条第 3 項の規定に基づき、武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（1）次に掲げるところにより市長が委嘱する者

ア 識見を有する者

イ 市民活動団体関係者

ウ 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会の代表者又は職員

エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員

オ 公募による市民（武蔵村山市内に住所を有し、又は武蔵村山市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。）

（2）協働推進部長及び企画財務部長の職にある者

（座長等）

第 3 条 推進会議に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(任期)

第5条 第2条第2項第1号の規定により市長が委嘱する委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌々年度における実施要綱第17条第2項の規定による報告をもって満了とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月26日訓令（乙）第114号）

この要綱は、平成25年6月26日から施行する。

附 則（平成26年4月7日訓令（乙）第42号）

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。

附 則（平成27年3月30日訓令（乙）第38号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日訓令（乙）第138号）

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

○武蔵村山市市民協働推進会議委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
田 中 敬 文	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ア 識見を有する者	東京学芸大学教育学部 准教授
藤 崎 由 美 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号イ 市民活動団体関係者	武蔵村山 NPO ネットワーク
山 田 行 雄	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号ウ (社)武蔵村山市社会福祉協議会の代表 者又は職員	(社)武蔵村山市社会福祉協議会 事務局長
村 野 哲 也	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号エ 武蔵村山市商工会の代表者又は職員	武蔵村山市商工会事務局長
一 色 健 次	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
瀬 口 圭 志	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
金 澤 知 子	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
清 野 智 美	会議要綱第 2 条第 2 項第 1 号オ 公募による市民	公募による市民
山 田 義 高	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 協働推進部長の職にある者	協働推進部長
高 尾 典 之	会議要綱第 2 条第 2 項第 2 号 企画財務部長の職にある者	企画財務部長

武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の審査要領

1 趣 旨

この要領は、武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱(平成23年武蔵村山市訓令(乙)第119号。以下「実施要綱」という。)第3条の規定に基づく提案について、実施要綱第9条の規定により市民協働推進会議(以下「推進会議」という。)が当該提案事業の採択の適否の審査をするに際し、必要な事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査委員は、推進会議の委員とする。

3 審査方法

協働型事業の継続事業と、協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、審査方法を分けて実施する。

(1) 協働型事業の継続事業の審査方法

- ① 協働型事業の継続事業は、新規提案時の提案内容に基づき、実施要綱第6条第2項に定める書類を提出する。
- ② 審査委員は、当該書類の内容と新規提案時の提案内容の整合性を確認し、大きな変更点等がないと認められる場合は、当該事業を採択すべき事業として選定するものとする。ただし、新規提案時の提案内容と大きな変更点等があると認められる場合は、当該事業の提案団体から説明を聴取した上で、協議により採択すべき事業として選定するかどうかを決定する。

(2) 協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業の審査方法

① 書類審査

ア 審査の通則

協働型事業の新規提案事業及び団体育成型事業は、実施要綱第6条第1項に定める書類を提出する。そのうち、氏名、住所、年齢その他個人を特定する事項を秘匿した上で、当該書類について審査する。

イ 審査基準及び方法

審査は、書類の内容について審査委員が別表に掲げる審査基準により5点満点で評価する。

ウ プレゼンテーション審査対象事業の選定

各審査委員が評価した点数を集計し、合計点数が満点合計の5割以上の事業であり、上位10団体を目安にプレゼンテーション審査対象事業として選定する。ただし、5割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、プレゼンテーション審査対象事業とすることができる。

エ 審査の実施条件

書類審査を行うのは、10事業を超える提案があった場合とし、10事業未満だった場合は、原則として書類審査は行わず、全ての事業をプレゼンテーション審査対象事業として選定する。

オ 選定結果の通知

推進会議は、選定の結果について、提案団体に通知するものとする。

② プレゼンテーション審査

ア 審査の通則

書類審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答を市民協働推進会議において行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 複数の団体により共同して提案された事業である場合は、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第6条第1項に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、書類審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第3条の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり15分以内とする。

カ 審査基準

別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

ク 審査結果

(ア) 審査結果には、採択又は不採択についての理由を付するものとする。

(イ) 採択に当たっての条件を付することができるものとする。

(ウ) 審査結果の公表に当たっては、採択順位を付するものとする。

ケ 審査結果の通知

推進会議は、前項の規定による審査の結果について、提案団体に通知するものとする。

4 優先順位

採択は予算の範囲内で行うものとし、採択すべき事業の順位は協働型事業の継続事業を優先するものとする。

5 委任

前各項に定めるもののほか、武蔵村山市協働事業提案制度に基づく提案事業の審査について必要な事項は、推進会議の座長が推進会議に諮って定める。

6 その他

(別表)

審 査 項 目		審 査 基 準	配 点 基 準	
地域的・社会的課題、事業の目的	市の現状から考えられる課題	◎ 客観的データ等を把握し、市の現状を的確に捉えているか。 ◎ 抽出された課題は地域課題、社会的課題を合致し、市民のニーズを捉えているか。	十分に捉えている おおむね捉えている 普通である あまり捉えていない 全く捉えていない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業目的と達成目標	◎ 事業目的は地域課題を解決するために、適切であるか。 ◎ 実現可能な目標が設定されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
事業の内容	事業内容	◎ 課題解決の手法は、妥当性、先駆性、独創性があるか。 ◎ 地域課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	事業効果	◎ 市民の満足度が高まり、具体的な効果・成果（質の高い又は多様なサービス等を受けることなど）が期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点
	実施体制	◎ 事業を実施する上で必要な知識や経験を有した人員が確保されているか。 ◎ 課題解決に向け、地域等との必要な連携が図られているか。 ◎ 事業を実施する上で適切な人員数が確保されているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
	スケジュール	◎ 計画どおりに実施が可能であるか。 ◎ 設定した目標を達成できるような計画的なスケジュールが組まれているか。	十分に感じられる おおむね感じられる 普通である あまり感じられない 全く感じられない	5点 4点 3点 2点 1点
協働の必要性	協働の意義と必要性	◎ 提案団体と市が協働することにより事業をより効果的（お互いを補完したり、お互いの特性を発揮することにより効果的な実施が可能になるなど）に行うことが期待できるか。	十分に期待できる おおむね期待できる 普通である あまり期待できない 全く期待できない	5点 4点 3点 2点 1点

	協働の 役割分担	◎ 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当なものであるか。 ◎ 行政のノウハウの活用など、多様な役割が引き出されているか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点
中長期計画	継続能力	◎ 提案した事業を継続していくために、組織の成長・自立を考えた中長期的な展望を持っているか。 ◎ 団体自ら資金や人材の確保に努めているか。 ◎ 将来的な事業継続の見込みは感じられるか。	充分に感じられる 5点 おおむね感じられる 4点 普通である 3点 あまり感じられない 2点 全く感じられない 1点

(委員一人あたり 45点満点)

○武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

平成23年 8 月 3 日訓令（乙）第119号

改正

平成24年 3 月27日訓令乙第21号

平成25年 3 月15日訓令乙第 7 号

平成25年 6 月14日訓令乙第107号

平成26年 3 月 3 日訓令乙第 8 号

平成27年 3 月31日訓令乙第42号

平成29年 5 月25日訓令乙第113号

平成30年 4 月25日訓令乙第80号

武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民活動団体から提案のあった協働事業の実施に関し必要な手続等を定めることにより、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題、社会的課題等の解決につなげ、もって暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「市民活動団体」とは、特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他の自主的に社会貢献活動（当該活動により得た利益の分配を目的としないものに限る。）を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 武蔵村山市内を主な活動範囲としていること。
- （2） 運営及び会計処理（予算及び決算を含む。）が引き続き 1 年以上適切に行われていること。
- （3） 定款、規約、会則等を有し、かつ、会員名簿を備えていること。
- （4） 5 人以上の者で組織されていること。
- （5） 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
 - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるもの

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けているもの又はその構成員の統制の下にあるもの

2 この要綱において「協働事業」とは、協働型事業及び団体育成型事業であって、この要綱に定めるところにより武蔵村山市（以下「市」という。）から補助金の交付を受けて行うものをいう。

3 この要綱において「協働型事業」とは、市民活動団体がその専門性、柔軟性等をいかして実施する公益性の高い事業であって、当該事業の目的を市と共有するとともに、市との役割分担、経費負担等について、企画立案、事業の実施及び事業終了後の評価まで一貫して市と連携を図るものをいう。

4 この要綱において「団体育成型事業」とは、協働型事業の実施を目指す市民活動団体の企画力及び事業遂行能力の向上に資する公益性の高い事業であって、市民活動団体が単独で企画し、及び実施するものをいう。

（協働事業の提案）

第3条 市民活動団体は、市長に対して、協働事業の実施について提案することができる。ただし、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において二以上の協働事業を実施することとなる提案をすることはできない。

2 協働事業の実施についての提案は、市長が行う公募に応じて行わなければならない。

3 協働事業としてその実施について提案することができる事業は、第1号から第3号まで（協働型事業にあつては、第1号から第4号まで）のいずれにも該当する事業であって、かつ、第5号から第8号までのいずれかに該当するものとする。

（1）地域の課題又は社会的課題の解決につながる事業

（2）市民のニーズに柔軟に対応し、具体的な成果が期待できる事業

（3）人員計画、実施予定及び予算の積算が適正である事業

（4）三の年度にわたり実施することができる事業

（5）市民の地域活動への参画が促進される事業

（6）市と協働して実施することにより、市及び市民活動団体双方の事業の推進に相乗効果が期待できる事業

(7) 市民活動団体の基盤強化や人材育成につながる事業

(8) 協働の目的意識や役割分担等が明確で協働のまちづくりにつながる事業

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、同項の規定による提案の対象としない。

(1) 現に協働事業として実施された事業と同一と認められる事業（同一の市民活動団体が実施したものに限る。）

(2) 営利のみを目的とした事業

(3) 特定の個人や市民活動団体のみが利益を受ける事業

(4) 学術的な研究のみを目的とした事業

(5) 調査のみを目的とした事業

(6) 武蔵村山市内の特定の地域住民だけによる事業

(7) 交流又は親睦のみを目的とした事業

(8) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(9) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業

（協働事業の期間）

第4条 協働事業の実施期間は、協働型事業にあつては三年度にわたる期間とし、団体育成型事業にあつては当該年度にわたる期間とする。

（事業の公募）

第5条 市長は、協働事業の実施についての提案を募集しようとするときは、あらかじめ、公募の期間、選考審査の基準その他公募に必要な事項を規定した募集要項（以下単に「募集要項」という。）を定め、これを公表しなければならない。

（提案の手続）

第6条 協働事業の実施についての提案は、次に掲げる書類を募集要項に定める期日までにボランティア・市民活動センター（以下「センター」という。）を経由して市長に提出することにより行うものとする。

(1) 協働事業提案制度提案書（第1号様式）

(2) 協働事業提案制度企画書（第2号様式）

(3) 協働事業提案制度収支予算書（第3号様式）

(4) 提案団体概要書（第4号様式）

(5) 前各号に掲げるもののほか、募集要項に定める書類

2 協働型事業における二年度目以降の事業については、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出するものとする。

(1) 協働事業提案制度実施計画書（第5号様式）

(2) 協働事業提案制度単年度収支予算書（第6号様式）

（担当課の決定及び事前調整）

第7条 協働推進部協働推進課長は、協働事業の提案を受け付けたときは、当該提案事業に係る協働事業を担当する課（以下「担当課」という。）を定めるものとする。

2 前項において定められた担当課は、遅滞なく前条の規定による提案をした団体（以下「提案団体」という。）及びセンターとの事前調整を行い、提案内容を確定しなければならない。

（提案の辞退）

第8条 提案団体は、諸事情により提案を辞退する必要があるときは、その旨を書面により第19条第1項の規定により置く武蔵村山市市民協働推進会議（同項を除き、以下「推進会議」という。）へ提出しなければならない。

2 前項の書面の提出期限は、審査に係る推進会議が開催される日の7日前までとする。

（審査）

第9条 市長は、第6条の規定による提案があったときは、推進会議にその内容を審査させ、当該提案に係る協働事業の採択の適否について報告させることができる。

2 審査に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

（採択の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた上で、当該提案に係る協働事業を採択するかどうかを決定するものとする。

（決定の通知）

第11条 市長は、前条の規定による決定をしたときは、協働事業提案制度採択（不採択）通知書（第7号様式）により、提案団体に通知するものとする。

（決定の取消し）

第12条 市長は、提案団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の規定による採択の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。

(2) 市民活動団体に該当しなくなったとき。

(3) その他協働事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）として市長が適当でないと認めたとき。

(事業の実施時期)

第13条 実施団体は、第10条の規定により採択することに決定された協働事業の実施に関し市において新たに予算措置を講ずる必要がある場合においては、市が必要な予算措置を講じた後でなければ、当該協働事業を実施してはならない。

(予算措置)

第14条 協働事業の実施に関し必要な予算は、協働推進部協働推進課が、計上するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、別に定めるところにより、実施団体に対し、当該協働事業の実施に関する経費の補助として、次の表に定める額を限度として、補助金を交付するものとする。

事業の区分	限度額	
協働型事業	1年目	800,000円
	2年目	700,000円
	3年目	600,000円
団体育成型事業	250,000円	

2 市長は、第17条第1項の規定により行う事業の評価結果を勘案し、必要と認めるときは、翌年度の採択を取り消すことができる。

3 市長は、協働型事業として採択された事業の団体が三年度にわたる実施期間の途中で事業の実施を辞退する場合は、その理由により補助金を減額することができる。

(事業報告)

第16条 実施団体は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 協働事業提案制度事業結果報告書(第8号様式)
- (2) 協働事業自己評価書(第9号様式)
- (3) 協働事業提案制度収支決算書(第10号様式)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市担当課は、当該年度における協働事業の実施が終了したときは、遅滞なく、前項第2号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

3 推進会議は、実施団体に対し、必要に応じて事業実施年度の途中で報告を求めることができる。

(事業の評価)

第17条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、推進会議の意見を聴いた上で、当該報告に係る協働事業の評価を行うものとする。

2 推進会議は、前項の規定による求めがあったときは、前条の規定により提出された書類及び次項の規定による説明の聴取の結果を踏まえ、当該報告に係る事業の評価について、市長に報告するものとする。

3 推進会議は、実施団体の代表者又は関係者及び担当課の職員を会議に出席させて、説明を聴取することができる。この場合において、当該説明の聴取及びこれに伴う質疑は、原則として公開するものとする。

4 評価に関し必要な事項は、推進会議において別に定める。

5 市長は、第1項の規定により評価を行ったときは、協働事業提案制度評価書（第11号様式）を実施団体に交付するものとする。

(公表)

第18条 市長は、毎年度、前年度に実施された実施事業の内容及び実施状況、前条の規定による評価の結果等を公表するものとする。

(推進会議の設置)

第19条 第9条第1項の規定による審査及び第17条第1項の規定による評価を行う機関として、武蔵村山市市民協働推進会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、推進会議は、市長の求めに応じ市民協働の推進に関し必要な事項を協議して、その結果を市長に報告するものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱の廃止)

武蔵村山市市民協働推進会議設置要綱（平成21年武蔵村山市訓令（乙）第91号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日訓令（乙）第21号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日訓令（乙）第7号）

この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

附 則（平成25年6月14日訓令（乙）第107号）

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

附 則（平成26年3月3日訓令（乙）第8号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年3月3日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第11条の規定は、平成26年4月1日以後に採択の決定を行った協働事業について適用する。

附 則（平成27年3月31日訓令（乙）第42号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の武蔵村山市協働事業提案制度実施要綱第13条の規定は、平成27年4月1日以後に採択を行った協働事業について適用する。

- 3 平成27年度に2年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を800,000円、翌年度に係る補助金の限度額を700,000円とし、平成27年度に3年目の事業提案を行う団体については、当該年度に係る補助金の限度額を700,000円とする。

附 則（平成29年5月25日訓令（乙）第113号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年5月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第6条の規定は、平成29年6月1日以後に新たに提出される協働事業の実施に係る提案について適用し、同日以前に提出される提案については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

第6号様式（第6条関係）

第 7 号様式（第11条関係）

第 8 号様式（第16条関係）

第 9 号様式（第16条関係）

第10号様式（第16条関係）

第11号様式（第17条関係）

武蔵村山市協働事業提案制度平成 30 年度実施事業報告会実施要領

1 開催目的

協働事業の成果をこれからの協働に生かし協働の質を高めるとともに、協働事業の信頼性・透明性の向上を図ることを目的に開催する。

2 開催日時

平成 31 年 4 月 16 日（火）午後 7 時から 9 時 30 分

3 開催場所 武蔵村山市ボランティア・市民活動センター会議室

4 主 催 武蔵村山市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）

5 出席者 実施団体、協働所管課、推進会議委員及び一般参加者

6 事務局 協働推進部 協働推進課

7 実施方法

- (1) 実施団体、市担当課（協働事業型の場合）は協働事業自己評価書（達成度別の 5 段階評価及び評価の理由の記入）に基づき自己評価を行った上、協働推進課に提出し、市が報告会出席者に配布する。
- (2) 実施団体及び市担当課は武蔵村山市協働事業提案制度実施事業結果報告書に基づき、事業報告を行う。報告の時間は、一事業当たり 15 分以内とする。
- (3) 報告会出席者との質疑応答を行い、推進会議は、適宜助言を行う。質疑応答の時間は、一事業当たり 20 分以内とする。
- (4) 実施団体、市担当課及び一般参加者の退席後、推進会議で事業評価を行う。

8 評価項目

(1) 現状・課題・目的

市の現状・課題を適切に把握していたか。
地域の課題解決につながったか。
目標を達成することはできたか。

(2) 事業内容

事業の実施方法や手法はどうだったか。
設定した事業の効果は得られたか。

事業スケジュールに問題はなかったか。

事業の実施体制はどうだったか。

効率的なコストで事業運営ができたか。

(3) 協働という事業形態（◎は協働型事業のみ、●は団体育成型事業のみ）

市民活動団体等の持つ特性を発揮できたか。

協働事業として実施する意義があったか。

◎協働相手は妥当だったか。

◎事前の話し合いを十分に行い、役割は明確になっていたか。

◎事業の進捗状況等について情報交換などの意思疎通は十分だったか。

◎単独で実施するより効率的・効果的に実施できたか。

◎問題発生に際し、適切に対応したか。

◎今後の課題と改善策をお互いに話し合ったか。

●協働型事業への発展が見込めるか。

(4) 実施能力

事業を実施して、団体の実施能力は向上したか。

事業の結果を踏まえた今後の展望を明確に持っているか。

(5) 事業実施を通して学んだことは何か。

(6) 新たに気付いた課題は何か。

9 評価基準

各評価項目 1 点～5 点の 5 段階で評価を記入するものとし、評価の基準は別紙のとおりとする。

協働事業提案制度 評価基準

点 数	基 準
1	当初の計画・目標を大きく下回った。改善すべき課題が数多く、根本から見直す必要がある。
2	当初の計画・目標を下回った。不十分な内容であり、課題を解消していく必要がある。
3	おおむね当初の計画・目標どおりだった。一部に課題を残しており、今後の改善が望まれる。
4	当初の計画・目標どおりだった。今後はさらなる工夫や改善により、より効果的に事業を実施していくことが期待される。
5	当初の計画・目標を上回った。事業をさらに発展させ、より大きなインパクトを実現することが期待される。

「事業実施を通して学んだこと」「新たに気付いた課題」の2項目については、下記の基準で評価する。

項 目	基 準
事業実施を通して学んだことは何か	事業からの学びがあり、それを今後の活動に生かそうとする姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない
新たに気付いた課題は何か	新たな課題やニーズへの気付きがあり、それに取り組んでいく姿勢が感じられるか。 5 とても感じられる 4 感じられる 3 どちらともいえない 2 あまり感じられない 1 全く感じられない

武蔵村山市協働事業提案制度
平成30年度実施事業評価報告書

令和元年8月
武蔵村山市